

(会長声明)

「社会福祉士を横領罪で在宅起訴」の報道について

東京社会福祉士会は、社会福祉士が業務上横領罪で在宅起訴されたという平成 25 年 12 月 28 日付新聞報道に接し、心から遺憾の意を表します。

当該社会福祉士は当会元会員であり、専門職後見人として活動していたことが確認されました。今後事件の真相が明らかにされることと思いますが、被後見人の方はもちろんのこと、各関係者の皆様にご迷惑をお掛けしご不安を与えましたことを、成年後見活動に携わる専門職団体として深くお詫び申し上げます。

私たちは、判断能力が不十分な方々の権利を護るため、「権利擁護センターぱあとなあ東京」を設置し、社会福祉士倫理綱領に基づき、成年後見人等の養成・育成・指導などの活動を行ってまいりました。今後、さらに関係機関と連携を強めるとともに、会員に職業倫理の自覚を促し、専門性の向上を図るべく努めてまいります。

被後見人等の権利を侵害する行為について厳しく受け止め、権利を護り生活を豊かにするための専門職として、会を挙げて再発防止に向け、あらゆる方法で積極的に取り組む所存です。

平成 25 年 12 月 29 日

公益社団法人東京社会福祉士会

会長 大輪 典子